

村中 璃子 様

平成 29 年 12 月 5 日

弁護士 藤本英二

訴訟記録閲覧報告書

東京地方裁判所において、以下の事件の記録を閲覧しましたので、ご報告します。

1. 事件

平成 28 年（ワ）第 41896 号

東京地裁民事第 19 部

地位確認等請求事件

原告：■■■■（A氏）

原告訴訟代理人：弁護士 清水勉 弁護士 出口かおり

（さくら通り法律事務所）

被告：学校法人国際医療福祉大学

被告訴訟代理人：弁護士 中町 誠 弁護士 中井 智子 弁護士 仁野 周平

（中町誠法律事務所）

2. 経過

（1）訴訟前の経過

2016/4/5 原被告間で雇用契約締結（期間：平成 28 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日）

2016/8/3 被告が予備調査において、原告を事情聴取。

2016/9/21 被告人事局長が原告に「契約は打ち切る」と伝えた。

2016/10/14 原告代理人の清水勉弁護士が被告宛の通知書を送付（甲 5）

2016/10/31 被告から原告宛解雇通知書（甲 6）

2016/11/7 原告代理人の清水勉弁護士及び出口かおり弁護士から被告宛内容証明（甲 7 の 1）

2016/11/8 被告代理人の中井智子弁護士から原告代理人の清水勉弁護士宛 受任通知（甲 8）

2016/11/12 原告が清水勉弁護士及び出口かおり弁護士に対する訴訟委任状作成

2016/11/29 原告代理人の清水勉弁護士及び出口かおり弁護士から被告代理人の中井智子弁護士宛ご通知（甲 10）

(2) 訴訟の経過

2016/12/12 訴訟提起

①2017/2/3 13:20 第1回口頭弁論期日

裁判官 若松 光晴

書記官 小磯久美子

原告 清水、出口

被告 中井

・原告の陳述

1 訴状陳述

2 準備書面を平成29年3月6日までに提出する。

・被告の陳述

1 答弁書陳述

2 原告に対する解雇は普通解雇である。

3 被告が現時点で認識している解雇理由となる事実の要旨は答弁書のとおりである。

・裁判官

本件を弁論準備手続に付する。

②2017/3/15 11:30 第1回弁論準備手続期日

裁判官 若松 光晴

書記官 小磯久美子

原告 清水、出口

被告 中井

・原告の陳述

準備書面(1)(平成29年3月9日付け)陳述

・被告の陳述

準備書面を平成29年4月24日までに提出する。

③2017/4/28 15:00 第2回弁論準備手続期日

裁判官 若松 光晴

書記官 小磯久美子

原告 清水、出口

被告 中井

・被告の陳述

1 準備書面(1)(平成29年4月25日付け)陳述

2 原告の試用期間は、乙1号証の雇用契約書2条1項及び乙6号証の就業規則19条1

項に基づき、平成28年4月1日から同年9月30日までである。動物愛護法の具体的条文につき速やかに主張する。

・原告の陳述

準備書面及び書証を平成29年5月31日までに提出する。

④2017/6/8 16:00 第3回弁論準備手続期日

裁判官 若松 光晴

書記官 小磯久美子

原告 出口（注：清水出頭なし）

被告 中井

・被告の陳述

1 準備書面（2）（平成29年5月11日付け）陳述

2 主張立証の追加を平成29年7月10日までに提出する。

・原告の陳述

準備書面（2）（平成29年6月1日付け）陳述

⑤2017/7/19 16:00 第4回弁論準備手続期日

裁判官 若松 光晴

書記官 小磯久美子

原告 清水、出口

被告 中井

・被告の陳述

準備書面（3）（平成29年7月11日付け）陳述

・原告の陳述

準備書面を平成29年8月31日までに提出する。

⑥2017/9/11 10:00 第5回弁論準備手続期日

裁判官 若松 光晴

書記官 小磯久美子

原告 清水、出口

被告 中井

・原告の陳述

準備書面（3）（平成29年8月30日付け）陳述

・被告の陳述

平成29年10月13日までに準備書面を提出する。

原告準備書面（3）（平成29年8月30日付け）において、原告訴訟代理人清水勉弁護士及び出口かおり弁護士は、以下のとおり、主張している。

『お知らせ』（乙13）に記載された、「未承認実験」には、大学医学部におけるノックアウトマウスを使用したいくつかの実験が含まれており、原告がマウス実験を担当した子宮頸がんワクチンに関する研究も含まれていた。これらの実験を研究内容とする教授らが始末書を提出し、原告は、研究責任者ではなかったが（原告は、自身の研究としてではなく、別の教授の研究の一部を手伝う立場で、マウス実験部分だけを依頼されて解析していた）、ノックアウトマウスを使用した実験を実施した担当者として始末書を同大学に提出した。

上記『お知らせ』（乙13）は、池田修一から提起された名誉毀損訴訟（平成28年（ワ）第27562号事件）における丙10（平成28年8月10日付け「信州大学医学部における未承認実験とその対策の実施について」）と同一の文書である。

上記主張において、原告がマウス実験を担当した子宮頸がんワクチンに関する研究に関し、これを研究内容とする「教授ら」及び「原告」が始末書を信州大学に提出したとされている。ここで、「教授ら」とは、池田修一教授及び塩沢丹里教授を指すものと考えられる。したがって、池田修一教授、塩沢丹里教授、及び、原告（■■■■・A氏）が始末書を信州大学に提出したものと考えられる。

⑦2017/10/20 15:00 第6回弁論準備手続期日

裁判官 若松 光晴

書記官 小磯久美子

原告 清水、出口

被告 中井

・被告の陳述

準備書面（4）（平成29年10月16日付け）陳述

⑧2017/11/22 11:00 第7回弁論準備手続期日

⑨2018/1/19 11:30 第8回弁論準備手続期日（予定）

3. 請求の内容

訴額 686万7960円 印紙3万8000円

請求の趣旨

- 1 原告が、被告に対し、雇用契約上の権利を有する地位にあることを確認する。
- 2 被告は、原告に対し、平成28年12月から平成32年3月まで（本判決が平成32年3月

25日より前に確定したときは、その確定の日まで)、毎月25日限り、金57万2330円及びこれらに対する各支払期日の翌日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え

3 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決並びに第2項につき仮執行宣言を求めらる。

4. 当職のコメント

池田修一から村中璃子様に対する名誉毀損訴訟に関する事実経緯は以下のとおりである。

2016/8/3 本件マウス実験に関し、本調査を実施することが信州大学から厚生労働大臣に通知された。

2016/8/7 池田修一代理人の清水勉弁護士、出口かおり弁護士が、株式会社ウェッジ宛に、名誉毀損を理由とする記事の削除及び提訴予告をする内容証明を送付。

2016/8/10 本件マウス実験に関し、学長の承認を得ずに実施されていたことを信州大学が公表（「信州大学医学部における未承認実験とその対策の実施について」）。

2016/8/17 池田修一代理人の清水勉弁護士、出口かおり弁護士が、東京地方裁判所に名誉毀損訴訟を提起（平成28年（ワ）第27562号）。両弁護士による記者会見が司法記者クラブで行われる。

2016/9/21 本件マウス実験に関する第1回本調査委員会

2016/9/28 本件マウス実験に関する第2回本調査委員会（池田修一及び■■■■（A氏）に対するヒアリング実施）

2016/10/3～10/5 再現実験の実施

2016/10/11 本件マウス実験に関する第3回本調査委員会

2016/10/20～10/28 本件マウス実験に関する第4回本調査委員会

2016/11/1 本件マウス実験に関する第5回本調査委員会

2016/11/15 本調査委員会の結果公表

以上の事実経過からすると、池田修一は、遅くとも平成28年8月7日において、ウェッジの本件マウス実験に関する記事への対応を清水勉弁護士に委任し、一方で、■■■■（A氏）は、遅くとも平成28年10月14日において、本件マウス実験が関係する雇用契約打ち切りへの対応を清水勉弁護士に委任している（上記2（1））。

本件マウス実験の不正疑惑に関する責任問題については、研究代表者であり発表・発言を行った池田修一と実験を実施した■■■■（A氏）との間で、潜在的に利益相反の可能性があることから、弁護士倫理上、原則として、本件マウス実験に関する事件において、弁護士が、池田修一と■■■■（A氏）双方の代理人を受任することはない。ただ、例外的に、池田修一と■■■■（A氏）が意思連絡の上、一体として行動する場合には、利益相反がないものとして、池田修一と■■■■（A氏）の承諾を得た上で、弁護士は、池田修一と■■■■（A氏）双

方の代理人を受任することが可能であるが、潜在的・将来的な利益相反の可能性がある以上、一般的には、弁護士が双方の代理人を受任することは躊躇されると思われる。

そうすると、清水勉弁護士は、本件マウス実験に関し、池田修一と■■■（A氏）が意思連絡の上、一体として行動することを確認した上で、池田修一と■■■（A氏）双方の代理人を受任したものと考えられる。

したがって、池田修一と■■■（A氏）は、ウェッジの記事が掲載された後、本調査委員会の手続から現在に至るまで、一貫して、意思連絡の上、一体として行動しているものと考えられる。そうすると、本調査委員会における池田修一と■■■（A氏）のヒアリングについても、両者一体として対応していたものと考えられ、池田修一と■■■（A氏）の間で、口裏合わせがなされている可能性が否定できない。

さらに、原告準備書面（3）（平成29年8月30日付け）における原告訴訟代理人清水勉弁護士及び出口かおり弁護士の主張によれば（上記2（2）⑥）、本件マウス実験に関し、池田修一教授、塩沢丹里教授、及び、原告（■■■・A氏）が始末書を信州大学に提出したものと考えられるが、名誉毀損訴訟（平成28年（ワ）第27562号）の平成29年10月31日付け意見書第2の3において、清水勉弁護士は、池田修一が始末書を信州大学に提出したことを否定している点にも留意が必要である。

以上